

# 平成20年第1回川崎市議会定例会

## 請願陳情文書表

(その1)

## 請　願　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	請願提出者	紹介議員	要　　旨	付託委員会
26	20. 2. 14	白山小学校並びに白山中学校の統廃合に伴う、同小・中学校の跡地利用に関する請願	麻生区在住 新ゆりグリーンタウン連絡協議会 白山地区学校跡地利用検討委員会 ほか6,799名	尾作　均 雨笠　裕治 花輪　孝一 勝又　光江 山口　和子	白山小学校並びに白山中学校の統廃合に伴う学校跡地の利用について、地域住民の生活環境の向上や発展をはかり、子どもの健全な育成のために活用するなど、地域住民の要望に添った利用方を講じていただくとともに、地域住民のコミュニティセンターとしても有効に活用できる方策を講じていただくことを求めます。	総務委員会
27	20. 2. 18	すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるため少人数学級を求める請願	多摩区在住者 ほか7,302名	潮田　智信 市古　映美 猪股　美恵	次のとおり請願いたします。 1 小・中学校の1学級の人数を30人以下にしてください。 2 当面、市独自で小学校1、2年生と中学校1年生の36人以上の過大学級を解消してください。 3 定数法に基づき、正規教員を配置してください。 4 教育予算を増額し、保護者の教育費負担を軽減してください。	総務委員会

受付番号	受付年月日	件 名	請願提出者	紹介議員	要 旨	付託委員会
28	20. 2. 19	ワンルームマンション 「(仮称)溝口6丁目マ ンション」建設に関す る請願	高津区在住者 ほか139名	大島 明 柏谷葉子 岡村テル子 石田和子 佐々木由美子 猪股美恵	私どもは、住戸の南側隣接地にワンルームマ ンションが建つことに非常に抵抗感を持ってお りますが、たとえ建設されることになったとし ても次の要望等を踏まえて建設されることを切 に希望いたします。  1 利潤追求を目的とした投資用大規模賃貸ワ ンルームマンション(仮称)溝口6丁目マン ション建設計画の変更をしていただくようお 願いします。 (1) 建物の突出部分をなくす、階数を減らす などして戸数を減らしていただきたい。 (2) 日照を少しでも多く確保していただきた い。特に1階部分は、冬至前後は日照が全 くないといってよく悲惨な状況である。 (3) 管理人の常駐、管理組合結成等、マンシ ョン管理に万全を期していただきたい。 2 本件建築物は転売を目的とした投資型ワン ルームマンションであり、建築業者に申し入 れをしても、最終的な責任を持った対応がで きない状況にありますが、相手方に責任ある 交渉ができるような対策をとっていただきた く、よろしくお願いします。	まちづくり 委員会

受付番号	受付年月日	件 名	請願提出者	紹介議員	要 旨	付託委員会
29	20. 2. 20	成人ぜん息患者の医療費1割負担をなくし安心して治療が受けられる制度にすることに関する請願	川崎区在住 川崎公害病患者 と家族の会 ほか19,999名	飯塚 正良 竹間 幸一 猪股 美恵	<p>市民の運動と行政・議会の一体となった努力の結果、平成19年（2007年）1月より「川崎市成人ぜん息患者医療費助成」制度が発足し、市民から大変喜ばれています。</p> <p>しかし、その一方で1割の自己負担導入や対象疾病からの肺気腫等の除外など、後退した側面を併せ持っています。「成人ぜん息患者医療費助成」制度をいっそう充実・改善させるため、次の措置を講じるよう請願いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「成人ぜん息患者医療費助成」制度の患者1割負担をなくすこと。</li> <li>2 助成対象疾病に、慢性気管支炎と肺気腫を加えること。</li> <li>3 助成の対象に在宅酸素・画像診断（レントゲン）等、ぜん息治療に必要な治療や検査を加えること。</li> <li>4 「汚染者負担の原則」に基づき、国と自動車メーカーにも費用の拠出を働きかけること。</li> <li>5 PM2.5（微小粒子）の測定を強化し、市独自の基準をつくること。また早急に環境基準をつくるよう国に働きかけること。</li> </ol>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請願提出者	紹介議員	要 旨	付託委員会
30	20. 2. 22	入所施設増設とケアホーム、ヘルパーステーションに対する支援の強化に関する請願	宮前区在住者 ほか 71名	松原成文 東正則 平子瀧夫 石川建二 佐々木由美子 猪股美恵	<p>市内通所施設に通う在宅障害者の家族の多くが高齢になり、自分たちの病気や家族の介護が重なって大変な状態にあります。</p> <p>障害の重い子どもたちはケアホームに入るところが難しいのが実情です。入所施設の増設や地域の受け皿となる施設の整備、また、ケアホーム等への補助金など、支援をお願いします。</p> <p>全国には当事者の願いに本気で寄り添い、やればできるという信念で取り組み、成功した市町村もあります。目的達成まで時間がかかるのは覚悟しています。住み慣れた地域のグループホーム、ケアホーム、施設で暮らしたいと願っている人たちが大勢います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	健康福祉 委員会

受付番号	受付年月日	件 名	請願提出者	紹介議員	要 旨	付託委員会
31	20. 2. 22	市民のいのちと健康を守るためにだれもが受けやすい健康診断費用にすることに関する請願	川崎区在住 川崎市社会 保障推進協議会	市古映美 猪股美恵	<p>川崎市民の1番の要求であり、関心ごとは健康です。しかし、2月に発表された平成20年度川崎市予算案に掲載された健康診断関連予算は、健康診断費用の大幅値上げ案となっています。</p> <p>市民のいのちと健康を守るために次の事項を請願いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 40～64歳の特定健診料金は現行の500円とする。</li> <li>2 65歳以上の特定健診とがん検診は現行どおり無料とする。</li> <li>3 がん検診の料金は現行どおりとする。</li> <li>4 非課税世帯の特定健診料金はがん検診と同様無料とすること。</li> </ol>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請願提出者	紹介議員	要 旨	付託委員会
32	20. 2. 22	国に後期高齢者医療制度等の実施中止を求めることに関する請願	川崎区在住 川崎市社会 保障推進協議会 ほか 18名	飯塚 正良 市古 映美 猪股 美恵	<p>多くの問題を抱えた後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める声が、全国で起きています。また、70歳～74歳の窓口負担の引上げは受診抑制を生み、低所得者ほど命の危険にさらされます。65歳以上の国民健康保険料の年金天引きも、生存権にかかわる問題です。</p> <p>以上の点から、国への意見書を提出するよう請願するだいです。</p> <p>1 後期高齢者医療制度は来年度以降中止も含め見直しを図ること。</p> <p>2 70歳～74歳の窓口負担の2割への引上げをやめること。</p> <p>3 65歳からの国保料年金天引きを中止すること。</p>	健康福祉 委員会

受付番号	受付年月日	件 名	請願提出者	紹介議員	要 旨	付託委員会
33	20. 2. 22	神奈川県後期高齢者医療広域連合に後期高齢者医療制度の改善を求める意見書を提出することに関する請願	川崎区在住 川崎市社会 保障推進協議会 ほか 19名	市 古 映 美 猪 股 美 恵 山 口 和 子	<p>平成20年(2008年)4月から後期高齢者医療制度が実施されますが、高齢者のみを集めて高額な負担を課す制度は、世界にも例がありません。</p> <p>また、保険料を年金から天引きすることは生存権の侵害にもつながりかねず、保険料滞納者への短期証や資格証明書の発行は、高齢者の命に直結する重大な問題を引き起こしかねません。</p> <p>以上の理由から神奈川県後期高齢者医療広域連合に次の意見書を提出するよう請願いたします。</p> <p>1 神奈川県が一般財源を投入して保険料を引き下げること。</p> <p>2 保険料の滞納を理由に保険証の取上げ(資格証明書の発行)をしないこと。</p>	健康福祉 委員会

## 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
58	20. 2. 7	川崎市立図書館の休館日等の現状を見直すことに関する陳情（その2）	川崎区在住者	<p>平成19年5月に市立図書館の休館日等の見直しを求める陳情を提出し、全会一致で趣旨採択されましたが、いまだに改善が見られません。</p> <p>現行の市立図書館の開館日と開館時間は、隣接する自治体や全国の政令指定都市の中でも最低の水準となっており、市民が地元の図書館を利用できずに他の自治体の図書館を利用せざるを得ない実情にあります。</p> <p>市民のための学習・情報の拠点として、閲覧スペースの確保、相談体制の整備・充実など、大都市にふさわしい市民本位の図書館サービスを早急に実現してください。また、休館日等を見直し、開館日を増加し、開館時間を延長してください。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
59	20. 2. 20	「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情	兵庫県西宮市在住 日本熊森協会	<p>昨年12月に「鳥獣被害防止特措法」が議員立法にて成立しましたが、次の事項を関係行政庁に意見書として提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>1 「鳥獣被害防止特措法」の関連予算が、野生鳥獣捕殺優先ではなく、鳥獣が帰れる広葉樹の自然の森の復元、当面の被害防除にこそ優先的に使われること。</p> <p>2 現在、銃による凶悪犯罪が急増してきています。絶対に、日本を銃社会にしてはなりません。「鳥獣被害防止特措法」第9条の「鳥獣被害対策実施隊」の項では、一定の場合に限り市町村職員等の実施隊員に銃の所持を認めいますが、実施隊員に安易に公費で銃を持たせないこと。</p> <p>3 被害防止計画は市町村が定めることができるとなっています。計画作成に際しては、行政や被害農家に加え、専門家や自然保護団体を入れて作成すること。また、鳥獣捕獲の要請があったときは、情報及び対応を公開すること。</p> <p>4 捕獲した鳥獣は原則として、人間とのあつれきがほとんどないと考えられるところに運んで放すこと。</p>	市民委員会